**さかい障がい児放課後連絡会**

**第１回　総会次第**

平成２４年６月２５日（月）

堺市健康福祉プラザ大研修室にて

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議事
4. 平成２４年度　役員選出
5. 平成２４年度　役員紹介
6. 平成２４年度　委員会紹介
7. 平成２４年度　事業計画
8. 平成２４年度　会計予算案審議

４．閉会のことば

**はじめに**

平成２０年堺市障害児放課後支援事業が堺市として施策され、また、障害者自立支援法として児童デイサービス、そして平成２４年４月より児童福祉法として放課後等デイサービスと目まぐるしく法律や名称が変わる中で障がい児にとって放課後や休日を過ごす場所が増えてきたことは喜ばしいことだと思います。今日、堺市内の障がい児に関わる事業所が連絡会を立ち上げることができ本当にすばらしいことです。

　これから、さかい障がい児放課後連絡会は互いに連絡・協力・協働し、堺市の障がい児のより豊かな生活の場を提供できるよう皆で考えていきましょう。

1. **２０１２年度役員提案**
2. **２０１２年度活動方針案**
3. 事故虐待委員会

事故防止と児童の「日中活動の質の維持」のバランス、事故防止の基本活動（ヒヤリハット活動）の前にすべきこと、効果的なヒヤリハット活動、事故発生時の対応など検証しより良い事業所を目指していきます。その一環として、管理者研修を実施する。管理者研修では、契約書・重要事項説明書などの法律的根拠、利用者家族と事業者間のトラブル・苦情処理など検証し、より良い事業所を目指すことを目的とし年1回の実施を研修委員会とともにすすめていく予定です。

1. 研修委員会

「さかい障がい児放課後連絡会」が立ち上がり、すべての事業所が手を繋ぐ基盤ができました。これからはその中身の充実を作るために、各委員会がそれぞれの活動を活発に実践することで事業所間の連携を図り、どの事業所に通う子ども達も楽しく、有意義な放課後を過ごせるよう力を尽くしたいと思います。急速に事業所が増える中、それぞれの事業所の個性を大切にしながらも、学習を積み重ね、障がい児への理解を深めるとともに支援の力量を高め、堺市で育つ障がい児童の幸せを願って活動していきます。

1年目であり、年度途中でもあることから今年度は回数は欲張らず、皆さんのニーズから出発したいと思います。大きな柱としては、①基本研修（直接支援者対象）：子ども達の発達や障害について、実践研修（ヒットした活動交流、社会資源の活用、支援グッズ紹介な

（１）

ど）、②管理者研修（管理者対象）：コンプライアンス確認や他委員会ともタイアップして事故、虐待の研修や苦情処理研修など、③ 児童発達支援管理責任者現任研修（児発対象）：各事業所の個別支援計画の交流やより良い支援の在り方、計画書について、堺市から配られた“あい・ふぁいる”の活用研修、支援の難しい事例や是非伝えたい活動実践のケース検討など、3点を中心にすすめていきます。

2012年度計画

|  |  |
| --- | --- |
| 月・日 | 対象・内容 |
| 8月20日 | 児童発達支援管理責任者現任研修：堺市主催  あい・ふぁいるの活用研修 |
| 10月 | 基本研修：障がいと発達について（講師研修）  子ども達の【困り感】をどう理解し、支援するか |
| 12月 | 管理者研修（管理者のニーズを聞きます） |
| 25年2月 | 児発現任研修：モニタリングを個別支援計画に生かす |

1. 行政担当委員会

今年度は、放課後等デイサービスのQ＆Aを作成し、より良い事業所を目指していきます。また、堺市との窓口担当として、各区地域で地域福祉課を交えて意見交換会の場を設け、放課後等デイサービスの研修を堺市公認で行い、障害福祉関係の情報をメールニュースとして堺市から配信してもらうように交渉していきます。

1. 研究委員会

　われわれ障害児支援事業所は、障がい児の豊かな生活を支援する活動をおこなっています。しかし、障がい児を取り巻く環境に目を向けたときに、社会資源（セイフティ―ネット）の課題、障がい児の放課後の充実をどのように考えるか？、生活ニーズの広がり・満足度をどのように考えるか？（制度だけでみると限界がある）などさまざまな課題があります。1年目としては、これまでいろいろな団体が実施した実態調査から見えてきたものをまとめ、今後の展開を検討していきます。また、障がい児の放課後や生活全体の課題は全児童対策につながるものになると考えています。多角的な側面から実態を把握し、施策提言につなげていける活動の展開を目指します。

（２）

1. **２０１２年度予算案**

**2012年度　さかい障が児放課後連絡会　収支予算書（案）**

**収入の部**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 備考 |
| 年会費 | 120,000 | １団体：3,000円×40団体 |
|  |  |  |
| 合計 | 120,000 |  |

**支出の部**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 金額 | 備考 |
| 事務費 | 印鑑作成費 | 18,000 | ゴム印・角印 |
| 事務消耗品費 | 5,000 | 領収書綴り等 |
| 資料作成費 | 5,000 | 紙代1円×会議毎資料3枚×17回開催×40団体 |
| 活動費 | 会場費 | 20,000 | 健康福祉プラザ開催を想定 定例会8回･総会1回…大研修室(1500円) 役員会8回…小研修室(@300円) |
| 事故･虐待防止委員会 | 18,000 |  |
| 研修委員会 | 18,000 |  |
| 行政及び渉外委員会 | 18,000 |  |
| 研究委員会 | 18,000 |  |
| 合計 | | 120,000 |  |

（３）

**４．会則**

**さかい障がい児放課後連絡会　会則**

第1条（名称）

　本会は、「さかい障がい児放課後連絡会」という。

第2条（所在地）

　本会の所在地は、代表の事業所におく。ただし連絡先は事務局担当の事業所住所・電話番号等を利用する。

第3条（活動目的）

堺市に在住する障がい児の放課後や休日等の支援活動を行うグループや事業所等が、連携・協力・協働することにより、各々の活動や事業の質の向上を行い安定したサービス等の提供を行うこと、及びそれら活動や連携等を行う中で、堺市に必要な『障がい児のための社会資源等』を研究し、提言や実現につなげることを目的をする。

第4条（活動内容）

　本会は以下のような活動を行う。

①情報交換、共有

②親睦

③事業所並びに支援者の質の向上

④コンプライアンス及びリスクマネージメントの理解と向上

⑤必要な社会資源の研究、及びその提言や実現

⑥その他、障がい児の生活向上につながる活動

第5条（会員）

会員は、障がい児の放課後や休日の生活を支援している事業所やグループなどで、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会をした者をいう。

第6条（会費）

会費は、年3,000円とする。既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

第7条（入会および退会）

（１）本会に入会しようとする者は、入会申込書に第６条記載の年会費を添えて申し込む。

（２）退会する者は、代表へその旨を書面で提出する。なお定例総会において会員継続が確認できない会員は、退会とみなす。

第8条（役員）

（１）本会に次の役員をおく。

会長　　　１名　　　　会長は本会を統括し代表する。

副会長　　１名以上　　副会長は会長を補佐する。

書記　 若干名　　　　書記は本会の会議及び活動等の記録を行う。

会計　　　１名　　　　会計は本会の会計を管理する。

事務局長　１名　　　　総会や役員会が決定した活動の進行管理業務を行う。

監査　　　２名　　　　会計や活動内容を監査する。

（２）本会は次の委員会をおく。各委員会は代表及び副代表と若干名の委員で構成する。

1. 事故・虐待防止委員会　活動や事業における事故予防及び虐待防止についての検討や啓発を行う。
2. 研修委員会　指導員・スタッフ、管理者、事業所等のスキルアップを行う研修を企画・実施する。
3. 行政及び渉外委員会　行政及び関係機関等の外部との関係構築、情報収集等を担当する。
4. 研究委員会　本会の目的や活動にとって必要な研究を行い、啓発する。

（３）役員は総会で選任する。委員は役員会にて選出する。どちらも任期は２年とし、再任を妨げない。

第9条（会議）

（１）本会の議決を行う機関として、総会をおく。総会は会員で構成し、多数決をもって議事を決する。総会は会長が召集するものとし、毎年1 回以上開催し、次の事項を議決する。

* 1. 年度事業報告及び決算
  2. 年度事業計画及び予算
  3. 役員の選任
  4. 本会の解散、合併に関する事項
  5. その他、本会の運営に関する重要事項

（２）本会は活動実行における管理を行うため役員会をおく。役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項や総会の議決執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を話し合い、実行する。

（３）本会は活動実行をする委員会をおく。委員会は委員代表が招集し、担当するテーマに即した活動を話し合い、必要に応じた活動を行い、その計画や報告を、事務局を通じ連絡会に伝える。

（４）本会は会員の情報交換や連絡及び親睦のため全体連絡会をおく。全体連絡会は事務局が招集し、活動全体の報告や情報交換及び話し合いを行う。

第10条（会計）

（１）本会の会計年度は４月１日から翌年３月31日までとする。

（２）本会の経費は第6条の会費及びその他の収入をもって充当する。

（３）本会の事業報告及び決算は、会計担当者が作成し、その年度末の会計報告とともに監査役の監査を受け、毎会計年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第11条（会則の変更）

本会の会則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。

第12条（付則）

　　　　会則は、平成24年６月１日をもって施行する。